

◆ 担い手通信 第5号 ◆

【令和5年度】
令和6年3月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会
(事務局) 浜松市 農業振興課

○浜松市担い手育成総合支援協議会は、平成18年に認定農業者等の担い手を支援し、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の具体化に向け経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目的として設立されました。

○お知り合いに認定農業者になりたい方、ご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、農業振興課の下記窓口をご紹介ください。

● CONTENTS ●

- | | | |
|---|---------------------------------|-------|
| 1 | 経営所得安定対策について | P2 |
| 2 | 令和6年度 静岡県農業振興基金協会の一般助成事業の募集について | P3~P4 |
| 3 | 令和6年度 元気な農林水産業活動事業を募集します | P5 |
| 4 | 浜松市農業振興ビジョン改訂に伴うアンケート調査について | P6 |
| 5 | 「浜松パワーフード宣言」について | P7 |
| 6 | 野焼きのけむりで困っている人がいます！！ | P8 |
| 7 | 浜松市認定農業者協議会のLINEをはじめました！ | P8 |

● 浜松市担い手育成総合支援協議会 ●

<中央区> 農業振興課 総務グループ (浜松市役所内) TEL:053-457-2331

旧北区は農業振興課 北部農業グループ (北行政センター内)

TEL:053-523-1113

<浜名区> 農業振興課 浜北農業グループ (浜名区役所内) TEL:053-585-1117

旧北区は農業振興課 北部農業グループ (北行政センター内)

TEL:053-523-1113

<天竜区> 農業振興課 天竜農業グループ (天竜区役所内) TEL:053-922-0030

1 経営所得安定対策について

国の実施する経営所得安定対策事業では、担い手農家の経営安定化や食料自給率・食料自給力の維持向上を図ることなどを目的とし、以下の事業を実施しています。

1 水田活用の直接支払交付金（交付単価は変更する場合があります）

※令和4年度から令和8年度の5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降は交付対象となりません。

①戦略作物助成

対象作物（基幹作のみ）	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a (多年生牧草で収穫のみの場合1万円/10a)
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	多収品種：収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a 一般品種：収量に応じ5.5万円～9.5万円

②産地交付金

対象作物	支援内容
地域振興作物(野菜、果樹、花き類等)、 新規需要米（飼料用米、WCS用稲、米粉用米等）、加工用米、二毛作	国からの資金枠の 範囲内で今後設定
そば・なたねの作付（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）（交付単価は、変更する場合があります）

●対象作物：小麦、大豆 等 ●交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

交付区分	交付単価
数量払	生産量と品質に応じて交付
面積払（営農継続支援）	2万円/10a（そば：1.3万円/10a）

3 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）（収入保険との重複加入はできません）

●制度内容：米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯の価格が下落した際の収入を補填

●交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

<令和6年産米の需要量に関する情報のお知らせ>

主食用米の需要量が年々減少傾向にある中で、生産者の所得を確保するためには、米の過剰作付を抑制し、米価を安定させる必要があります。今後も需要に応じた生産の取り組みにご協力をお願いいたします。

静岡県の需要予測（A）	71,978 t ※前年比△1.0%
需要に応じた浜松市の生産数量の目安（B）	9,179 t ※前年比△2.6%

(B) = (A) × 令和5年産主食用米の浜松市生産量シェア（12.63%）

お問い合わせは

農業振興課 ■旧中・東・西・南区 TEL.457-2332 ■旧北区 TEL.523-1113
■旧浜北区 TEL.585-1117 ■天竜区 TEL.922-0030

2 令和6年度 静岡県農業振興基金協会の 一般助成事業の募集について

静岡県農業振興基金協会では、静岡県農業の担い手育成、農業の振興、農村の振興等に取り組む農業者等の組織（2名以上）に対し、活動経費の1/2以内（限度額有）を助成し、単年度のソフト事業（推進事業）を支援します。

- 事業実施期間● 令和6年4月1日～令和7年3月31日
※ 本助成事業は例年8月頃に採択が行われますが、事業は4月1日から実施可能です。
- 申請手続● 助成金の申請を希望する農業者組織等は、**4月末までに**下記の問い合わせ先に申請意向を連絡し、申請についてご相談ください。なお、本助成事業の概要や申請書類等の詳細は、**静岡県農業振興基金協会ホームページ**をご覧ください。
- 問合せ先● 最寄りのJAの営農指導担当、農協中央会西部支所、静岡県西部農林事務所企画経営課、浜松市役所 農業振興課、静岡県農業振興基金協会

■公益社団法人 静岡県農業振興基金協会■

電話：054-284-9545 E-mail：kikin@chu.ja-shizuoka.or.jp
ホームページ：http://group.ja-shizuoka.or.jp/kikin

●助成対象●

(1) 担い手育成対策事業

農業者等組織、担い手組織及び農業協同組合が、下記事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成金は事業費の2分の1以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 農業者経営能力等向上事業	経営、技術向上を図る講座、研修、研究活動等の担い手育成活動	農業者等組織 農業協同組合	40万円
② 担い手等広域交流促進事業	担い手組織が行う東・中・西部に渡る研究会や情報交換会	担い手組織	50万円
③ 生きがい農業応援事業	自給、ファーマーズマーケット出荷を目指す初心者への基礎研修	農業協同組合	40万円
④ 女性活動、男女共同参画推進事業	女性の活動及び社会・経営参画を行う女性組織やJA女性部等の活動	農業者等組織 農業協同組合	40万円

(2) 地域農業振興対策事業

農業者等組織、農業協同組合及び市民団体が、下記の事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成金は事業費の2分の1以内とする。

ただし、農業生産新技術等導入促進事業の独自開発のものについては10分の10以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 農産物マーケティング推進事業	市場調査、新商品開発、ブランド化、販売促進、地産地消、輸出拡大等の活動	農業者等組織 農業協同組合	50万円
② 農業生産研究事業	生産技術、新作目、燃油・肥料・資材高騰対策技術等の研究・実証（省エネ）	農業者等組織 農業協同組合	50万円
③ 安全安心な生産基盤づくり事業	I P M、G A P等取得、残留農薬分析、SDGs、みどりの食料システム戦略等の活動	農業者等組織 農業協同組合	50万円
④ 農作物鳥獣害対策事業	鳥獣害防止や駆除の研修会・講演会 デジタル技術などを用いた鳥獣被害対策技術の現地実証（遠隔操作や写真など）	農業者等組織 市民団体 農業協同組合	50万円
⑤ 農地集積、耕作放棄地活用推進事業	農地集積の合意形成や、耕作放棄地の再生を行う活動	農業者等組織 市民団体 農業協同組合	50万円
⑥ 農業新技術研究・導入促進事業	新技術等の研究・導入に取り組む事業 （※独自開発は10/10以内も可）	農業者等組織 農業後継者の組織（学生等） 農業協同組合	
ア 新商品開発販売研究事業	新商品開発、試験販売、新流通システムの確立研究		50万円
イ 農業新技術開発普及事業	新技術開発研究、普及のための現地実証		50万円
ウ 優良種苗供給事業	新品種や優良種苗の生産供給体制の整備、新品種の育成		50万円

（3）農村振興対策事業

農業者等組織、農業協同組合及び市民団体が、下記事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成率は事業費の2分の1以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 地域特産づくり推進事業	新たな農林産物の導入、特産品開発、販売促進活動（マーケティング事業）	農業者等組織	50万円
② グリーン・ツーリズム推進事業	景観、伝統文化、体験施設、地域資源を活用して取り組むグリーン・ツーリズム	農業者等組織	40万円
③ 食農教育支援事業	消費者や児童・生徒への農業体験、調理加工体験、学校との食農教育活動	農業者等の組織 市民団体 農業協同組合	30万円
④ 直売所等開設推進事業	農産物の地域内流通、直売所・店舗・朝市等の開設及び開設翌年度の運営活動	農業者等組織	50万円

※ 事業主体が農業協同組合のみの事業については記載を省略しています。

3 令和6年度 元気な農林水産業活動事業を募集します

浜松市の農林水産物の商品化や、木材利用の啓発促進、新たな販路開拓事業等、浜松市の農林水産業の強化や振興、農山漁村の活性化を図る事業や活動を支援します。応募いただいた事業は、審査会で審議し、予算の範囲内で採否および補助金額を決定します。

- 対象者● 市内に主たる事務所等を有する法人又は、市内に住所を有する3人以上（世帯は別）で構成される団体
※ 団体の規約（これに準じるものを含む）を有するもの。
- 対象事業● 地域の特産物の振興に寄与する事業、産地育成事業（新品種導入、栽培実証等）、農林水産業者の育成・経営改善が図られる事業、新たな販路開拓事業、浜松市の農林水産物の商品化、ブランド化に繋がる事業 など
- 対象経費● 施設や機器等の設置・購入・修繕費、原材料購入費、報償費、交通費 など
※ 領収書の添付ができないもの、消費税相当分は補助対象外です。
- 補助率● 対象経費の2分の1以内
※ 過去に本補助金の交付を受けた事業と同様の事業の場合は補助率が逡減します。
- 限度額● ① 施設や機器等の設置・購入・修繕費を含む場合 ⇒ 70万円
② 施設や機器等の設置・購入・修繕費を含まない場合 ⇒ 50万円
- 応募方法● （募集期間） 令和6年3月21日（木）～4月9日（火） 必着
※ 下記提出先へ、応募書類を郵送または直接提出してください。
（応募書類） ① 事業提案書 ② 収支予算書 ③ 法人・団体の概要書
④ 市税納付・納入確認同意書 ⑤ 暴力団排除に関する誓約書
⑥ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は
市民税特別徴収未実施理由書（※）
（※）給与所得者を雇用する事業者の場合のみ
※ 応募書類は下記で配布するほか、[浜松市ホームページ](#)からもダウンロードできます。
⇒ で検索

元気な農林水産業活動事業



- 応募書類配布・提出先■ ※事業内容についてのお問い合わせは **農業水産課** まで
- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 農業水産課 企画調整グループ（市役所本館6階） | ※郵送はこちらへ |
| 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 | 電話：053-457-2333 |
| 農業振興課 北部農業グループ（北行政センター（旧北区役所）3階） | |
| 〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀305 | 電話：053-523-1113 |
| 農業振興課 浜北農業グループ（浜名区役所3階） | |
| 〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000 | 電話：053-585-1117 |
| 農業振興課 天竜農業グループ（天竜区役所 南館1階） | |
| 〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481 | 電話：053-922-0030 |

4 浜松市農業振興ビジョン改訂に伴うアンケート調査について

浜松市は、平成31年3月に農業振興ビジョンを策定し、本市の農業施策を総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、令和6年度末に期間が満了することから、ビジョンの改訂を行うことといたしました。改訂にあたり、アンケート調査を行うことで農業者の皆様の意向を把握し、農業をめぐる現状や課題を整理するとともに、ビジョン改訂のための基礎資料といたします。

対 象：浜松市内在住または市内で営農している農業者やその後継者など

方 法：浜松市もしくは浜松市認定農業者協議会ホームページに掲載のアンケート専用フォーム（LoGo フォーム）での回答。

※LoGo フォームを利用できない方はアンケートをダウンロードし、メールもしくはFAXにてご提出ください。



実施期間：令和6年4月1日（月）～4月26日（金）

【問い合わせ先】

農業水産課 企画調整グループ（市役所本館6階）

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

電話：053-457-2333 FAX：050-3606-6171

E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

5 「浜松パワーフード宣言」について

浜松市では、農林水産物の価値及び品質向上による一次産業者の所得向上を主な目的として、「浜松パワーフード」プロジェクトを進めております。このプロジェクトは地産地消をはじめ、農林水産物のブランド化、また、生産から販売までさまざまな業者が一丸となって浜松の食材を味わう感動を消費者へ届けることを目指しており、趣旨にご賛同いただける農業者の方に浜松パワーフード宣言のお願いをしております。

この度、浜松市認定農業者協議会様にご趣旨をご説明させていただいたところ、浜松パワーフード宣言の申請をいただきました。

浜松市認定農業者協議会にご加入いただいている皆様につきましても、「浜松パワーフード宣言」認定とさせていただきますので、積極的に浜松の食材のPRをお願いいたします。

また、「浜松パワーフード応援宣言」事業者（浜松の食材を活用する飲食・加工・観光事業者等）を浜松市公式ホームページで公表しております。市内での販路拡大等の際の参考としてください。

※浜松パワーフード宣言については、別紙をご参照ください。

【問い合わせ先】

浜松市産業部 農業水産課 農業政策グループ 担当：石津谷、服部

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 （浜松市役所 本館6階）

電話：053-457-2334 FAX：050-3606-6171

E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/powerfood.html>

6 野焼きのけむりで困っている人がいます！！



野焼きの苦情の件数は年々増加しており、2022年は150件以上の苦情が浜松市へ寄せられました。野焼きは、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

農業を営むためのやむを得ない草木等の焼却（灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など）は禁止の例外となっていますが、周辺的生活環境に迷惑とならないよう配慮(*)することが大切です。苦情があれば、悪臭防止法や静岡県条例に基づき、中止の指導をすることもあります。

※配慮とは次のような行為です。

- ・ 農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・ 風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・ 近所へひと声かける。 など

《問い合わせ先》

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号
環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ
TEL 053-453-6170

7 浜松市認定農業者協議会のLINEをはじめました！

浜松市認定農業者協議会は、市内1,000余名の認定農業者会員の意見をもとに、組織として浜松市行政や関係機関と連携した地域農業の課題解決のための活動に取り組んでいます。

また、市内農産物のPR、地域のイベント情報、旬な農産物が購入できる直売所情報など市内農業を盛り上げる活動を行っています。

その活動内容などお得な情報を配信しますので、是非ともお友達登録してください。

【お問合せ先】

浜松市農業振興課 総務グループ 電話 053-457-2331

<お友達登録はこちら>

